

(別表1) 補助対象経費

経費区分	内 容
フィールド等活動費	(フィールド活動、報告書の作成に要する経費) 講師謝金、旅費（公共交通機関）、会場・機器借上費、資料作成費、図書購入費、消耗品費、試作品製作に係る原材料等
	(イベントの運営に要する経費) 出演・出展料、会場・機器借上費、会場設営・撤去費、印刷費、通信運搬費、雑役務費（保険料等）、旅費（公共交通機関）、消耗品費等
	(広報・宣伝に要する経費) 広告料、ポスター・チラシ作成費、印刷費、通信運搬費、雑役務費（保管料・手数料等）、旅費（公共交通機関）、消耗品費等

(別表2)

補助対象外経費	<ol style="list-style-type: none"> (1) 団体構成員、協働の相手方の人件費 (2) 講師・専門家等への謝礼のうち上限総額5万円を超過したもの (3) 自家用車等での移動にかかったガソリン代、交通系ICカード購入費、タクシー代 (4) 兵庫県阪神南県民センター「大学生による地域活性化支援事業」による補助金を受けている旨の記載のない広報印刷物費用 (5) 電話代 (6) 財産の形成となる備品購入費（1品10万円以上かつ耐用年数1年以上のもの） (7) 飲食費（弁当、茶菓代、食事代、販売目的の食材費等） (8) 団体の経常的、日常的な活動経費や維持運営費 (9) 参加者粗品、景品・商品購入費、商品券等金券購入費 (10) その他、県民センター長が補助対象として適当でないと認める経費
---------	--